

申請前に、高額療養費区分、付加給付金についてご確認ください！

※高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

※付加給付金とは、健康保険組合が高額療養費に上乗せして医療費を払い戻してくれる制度です。健康保険組合独自の制度で、組合によって制度が存在しない場合もあります。

申請時に、高額療養費区分・付加給付金が未記入で、申請が受付できない場合や窓口で確認に長時間かかる場合が発生しています。

具体的な金額は徳島市では分かりかねますので、**必ずご自身で確認してから、ご申請ください。確認内容・方法は次のとおりとなります。**



確認内容

※電話でお問い合わせの場合は、次の内容について確認し、下線部に記入してこの用紙をお持ちください。

担当者氏名（ ） 連絡先TEL（ ）

☐ 高額療養費の区分は何になりますか？ ア ・ イ ・ ウ ・ エ ・ オ

*治療を受けている方のみ、区分が分かればかまいません。

☐ 付加給付はありますか？ 有り ・ 無し

（高額療養費とは別に健康保険組合独自で返金される制度です。付加給付、付加金、一部負担金払戻金、家族療養附加金、療養付加金などの名称である場合もあります。）

*付加給付の制度がない場合は、以下の項目は確認しなくてかまいません。

☐ 通院のみの場合の支払い上限金額はいくらになりますか？ 上限（ ）円

☐ 通院と入院がある場合の支払い上限金額はいくらになりますか？ 上限（ ）円

確認方法

高額療養費区分について…

①**限度額適用認定証**で確認する⇒限度額適用認定証のコピーをお持ちください。
健康保険組合発行の限度額適用認定証をお持ちの場合は、認定証でご確認ください。

②**マイナポータル**で確認する⇒高額療養費区分が入るよう画面を印刷してお持ちください。
マイナ保険証をお持ちの方は、マイナポータルで確認できます。

③**健康保険組合に確認する**⇒本紙上部の「確認内容」の欄に記入してお持ちください。
健康保険組合の連絡先を保険証などで調べて、電話等でご確認ください。

付加給付制度がない健康保険組合もありますので、ご不明な場合はご自身の健康

付加給付金について… 保険組合にお問い合わせください。

①**通知書**で確認する⇒通知書のコピーをお持ちください。
書類の名前は組合によって異なります。給付金等決定通知書、療養費計算書、保険給付決定支払通知書などの名称になっております。
※通知書が送付されるまで、受診から3ヶ月ほどかかります。

②**健康保険組合に確認する**⇒本紙上部の「確認内容」の欄に記入してお持ちください。
健康保険組合の連絡先を保険証などで調べて、電話等でご確認ください。

③**健康保険組合のHPや規約などから確認する**⇒付加給付に関する部分のコピーをお持ちください。